

原子力規制委員会宛て

1011F001

「日本原燃株式会社における核燃料物質の加工の事業の変更許可申請書（MOX 燃料加工施設）に関する審査書（案）に対する意見書提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

メール

意見の対象となる案件

日本原燃株式会社における核燃料物質の加工の事業の変更許可申請書（MOX 燃料加工施設）に関する審査書（案）

意見/理由

一国民としてやむに已まれず意見を申し上げる。

MOX 燃料加工施設建設審査に適合との審査結果の撤回を求める！

- ① 核燃料サイクルの一つは、核増殖炉「もんじゅ」の廃炉決定をもって完全破綻終了となった。もう一つの軽水炉サイクルは、再処理工場の建設が事故続きで完成時期が度々延期され、今年7月になってやっと建設計画修正案が規制委員会の適合となった。この先も困難な事故が予想され完成時期の見通しが難しい。その上もう一つサイクルのである MOX 燃料加工工場の審査が適合になったとのことは無謀である。今まで当初予算からどの位の税金等が増加投入されたかが明らかになっていないに、更に時間とお金をかけて建設を行うということが認められたことになる。私たち国民にとっては税金および電気代上乗せ金制度は全くの無駄遣いと思っている。もうこれ以上の無駄遣いはやめてもらいたい。
- ② この審査適合後の記者会見で、更田委員長はしかるべき時期に MOX 燃料の利用計画を示すようと述べた様だが、これは事実上軽水炉サイクルが破綻状態であることを吐露している。このサイクルが本格的に動き出したらどうなるか。現在 MOX 燃料を使う原発は4基しかない。今後も増加はおぼつかない。そうすると MOX 燃料は使われずに蓄積するだけになってしまう。これもまた危険性等の増加となる。
- ③ 日本は、今までにイギリスやフランスに取り出した使用済み燃料の処理を依頼し 36 トン以上のプルトニウムが生成保管されている。世界からこのプルトニウムをどうするのかという疑惑がもたれている。原水爆弾の生成に使うのではないかと危惧されている。日本政府は、このプルトニウムを減らすために MOX 燃料使うといって批判をかわそうとしている。しかし、わずかな原発で使うには余りも多すぎる。
- ④ 世界は、もう原発や石炭石油による電力発電から自然開発再生エネルギー発電にシフトしてきている。事実日本が世界に輸出しようとした原発産業は、軒並み頓挫している。原発産業には投資しないという動きが加速している。日立製作所もついに英国への原発輸出をあきらめざるを得なかった。もう核物質の処分を含め、人間の手に負えないものには手を染めるべきでないというのが現実である。
- ⑤ 建設計画の中止は、規制委員会の権限ではないかもしれないが、軽水炉サイクルも時代遅れで先行きが見通せない。そうであるからこそ適合の見合わせもっと先延ばしにして頂きたい。その間につちもさつちもいなくなる。できる限り費用をかけずにストップをかけるよう努力されたい。

2020年10月20日

1020F001

原子力規制委員会 委員長 栗田 豊志 殿

「日本原燃株式会社における核燃料物質加工事業の変更許可申請書 (MOX 燃料加工施設) に関する審査書 (案)」に対する意見

私たちは 「心豊かなくらしと共生の社会を創ります」を基本理念として1都11県で活動している生活協同組合です。

2011年3月11日 私たちの事業エリア内で発生した東京電力福島第一原子力発電所(以下 福島第一原発)事故では、膨大な面積にわたるくらしや生業の場が放射性物質により汚染されました。事故発生から10年が経過しようとするいまもなお、5万人近い人々がふるさとを離れて避難することを余儀なくされています。被災地に限らず各地でさまざまな社会的分断は、甚大な経済的、精神的影響を及ぼしており、完全な収束はまったく見通せていません。

そのようななか、原子力規制委員会は10月8日、「日本原燃株式会社における核燃料物質加工事業の変更許可申請書 (MOX 燃料加工施設) に関する審査書 (案)」の審査結果として「適合しているものと認められる」との判断を示しました。そもそも再処理事業は、1989年に事業申請されて以来、長期間に渡り完成時期が延期されています。建設費用も当初計画では約7,600億円とされていましたが、現在は4倍に膨れ上がり約3兆円とされています。一方で、「核燃料サイクル」のもうひとつの要であった高速増殖原型炉「もんじゅ」は2016年12月に廃止(廃炉)が決定されました。これらの重大な事実経過から、「核燃料サイクル」の今後について日本国民の重大な関心事とすべく、幅広い論議を徹底すべきです。

私たちは持続可能な社会をめざし、日本全国の生産者とともに「たべる」と「つくる」をつなげ、「ささえあう」地域づくりを広め、これまでの様々な既存概念から「きりかえる」ことで次世代に平和な社会を手渡したいと考えています。福島第一原発事故を決して忘れてはいけない教訓とし、二度と日本国民に甚大な影響を及ぼす原子力災害を招くことがないように、前提として「核燃料サイクル」からの速やかな撤退を強く求め、審査書案に以下意見します。

1. 従来の想定を超える規模の自然災害の複合的な発生を評価すべきです。

審査書案における「Ⅲ設計基準対象施設 Ⅲ-3 地震による損傷の防止、Ⅲ-5 津波による損傷の防止、Ⅲ-6 外部からの衝撃による損傷の防止」(16~90ページ)では自然現象等に対する再処理事業所の安全性確保について、審査書案では過去の記録等に基づき災害の規模を想定しています。

しかし、地震や津波、火山噴火など発生頻度の低い事象は過去の記録等に基づく最大規模の推定に限界があり、気象災害についても近年は従来の想定を超える規模の現象が頻発しています。このような想定外の自然災害が同時に発生した場合、安全対策の設備及び資機材の故障や再処理事業所構内の移動支障、外部交通の途絶などにより所期の安全機能を発揮できなくなるおそれがあります。

福島第一原発事故では津波という単一要因で複数系統の安全設備が機能を失い冷却機能が1日ほど停止したことで放射性物質の放出を伴う事故に至ったことを重く受け止め、特に再処理事業所においては従来の想定を超える規模の自然災害が複合的に発生する可能性も考慮して安全対策の実効性を評価すべきです。

2. 故意の破壊行為を含むあらゆる要因に対し、再処理事業所の耐久性を確保すべきです。

審査書案における「Ⅴ大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応」(188~192ページ)では、大規模損壊発生時における影響緩和のための手順書、体制、設備及び資機材についてのみ評価されており、大規模損壊を生じさせないための対策が考慮されていません。

同様の懸念に対しての考え方として、2017年に実施された柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉に関するパブリックコメントへの「御意見に対する考え方」で「武力攻撃事態に対しては、武力攻撃事態対処法及び国民保護法に基づき政府が対策本部を設置し、必要な対策を講じることとしています」とのみ回答されています。しかし、特に再処理事業所の損壊による放射性物質の放出は、その要因にかかわらず国民生活に甚大な影響を及ぼすことから、再処理事業所の設置者の責任として、故意の破壊行為を含むあらゆる要因に対して損壊を防ぐことができる耐久性を確保すべきです。

以上

FAX 送付状

1030F001

送信日:2020年10月30日

送信枚数:2枚(送付状を含む)

送付先:

原子力規制庁 原子力規制部
審査グループ 核燃料施設審査部門 御中

FAX: 03-5114-2181

差出人:

TEL:

FAX:

至急! ご確認ください 折り返しご連絡ください

「日本原燃株式会社における核燃料物質加工事業の変更許可申請書
(MOX 燃料加工施設)に関する審査書(案)に対する意見」
標題に関する意見書をお送り致しますのでご査収下さい。

2020年10月30日

原子力規制委員会 委員長 更田 豊志 殿

「日本原燃株式会社における核燃料物質加工事業の変更許可申請書 (MOX 燃料加工施設) に関する審査書 (案)」に対する意見

私たちは 「心豊かなくらしと共生の社会を創ります」 を基本理念として千葉県で活動している生活協同組合です。

2011年3月11日 私たちの事業エリア内で発生した東京電力福島第一原子力発電所 (以下 福島第一原発) 事故では、膨大な面積にわたるくらしや生業の場が放射性物質により汚染されました。事故発生から10年が経過しようとするいまもなお、5万人近い人々がふるさとを離れて避難することを余儀なくされています。被災地に限らず各地でさまざまな社会的分断は、甚大な経済的、精神的影響を及ぼしており、完全な収束はまったく見通せていません。

そのようななか、原子力規制委員会は10月8日、「日本原燃株式会社における核燃料物質加工事業の変更許可申請書 (MOX 燃料加工施設) に関する審査書 (案)」の審査結果として「適合しているものと認められる」との判断を示しました。そもそも再処理事業は、1989年に事業申請されて以来、長期間に渡り完成時期が延期されています。建設費用も当初計画では約7,600億円とされていたが、現在は4倍に膨れ上がり約3兆円とされています。一方で、「核燃料サイクル」のもうひとつの要であった高速増殖原型炉「もんじゅ」は2016年12月に廃止 (廃炉) が決定されました。これらの重大な事実経過から、「核燃料サイクル」の今後について日本国民の重大な関心事とすべく、幅広い論議を徹底すべきです。

私たちは持続可能な社会をめざし、日本全国の生産者とともに「たべる」と「つくる」をつなげ、「ささえあう」地域づくりを広め、これまでの様々な既成概念から「きりかえる」ことで次世代に平和な社会を手渡したいと考えています。福島第一原発事故を決して忘れてはいけない教訓とし、二度と日本国民に甚大な影響を及ぼす原子力災害を招くことがないように、前提として「核燃料サイクル」からの速やかな撤退を強く求め、審査書案に以下意見します。

1. 従来を超えて規模の自然災害の複合的な発生を評価すべきです。

審査書案における「Ⅲ設計基準対象施設 Ⅲ-3 地震による損傷の防止、Ⅲ-5 津波による損傷の防止、Ⅲ-6 外部からの衝撃による損傷の防止」(18~90ページ)では自然現象等に対する再処理事業所の安全性確保について、審査書案では過去の記録等に基づき災害の規模を想定しています。

しかし、地震や津波、火山噴火など発生頻度の低い事象は過去の記録等に基づく最大規模の推定に限界があり、気象災害についても近年は従来を超えて規模の現象が頻発しています。このような想定外の自然災害が同時に発生した場合、安全対策の設備及び資機材の故障や再処理事業所構内の移動支障、外部交通の途絶などにより所期の安全機能を発揮できなくなるおそれがあります。

福島第一原発事故では津波という単一要因で複数系統の安全設備が機能を失い冷却機能が1日ほど停止したことで放射性物質の放出を伴う事故に至ったことを重く受け止め、特に再処理事業所においては従来を超えて規模の自然災害が複合的に発生する可能性も考慮して安全対策の実効性を評価すべきです。

2. 故意の破壊行為を含むあらゆる要因に対し、再処理事業所の耐久性を確保すべきです。

審査書案における「Ⅴ大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応」(188~192ページ)では、大規模損壊発生時における影響緩和のための手順書、体制、設備及び資機材についてのみ評価されており、大規模損壊を生じさせないための対策が考慮されていません。

同様の懸念に対しての考え方として、2017年に実施された柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉に関するパブリックコメントへの「御意見に対する考え方」で「武力攻撃事態に対しては、武力攻撃事態対処法及び国民保護法に基づき政府が対策本部を設置し、必要な対策を講ずることとしています」とのみ回答されています。しかし、特に再処理事業所の損壊による放射性物質の放出は、その要因にかかわらず国民生活に甚大な影響を及ぼすことから、再処理事業所の設置者の責任として、故意の破壊行為を含むあらゆる要因に対して損壊を防ぐことができる耐久性を確保すべきです。

以上

住所

氏名

連絡先 電話
FAX
E-mail

意見の対象となる案件

日本原燃株式会社における核燃料物質の加工の事業の変更許可申請書 (MOX 燃料加工施設) に関する審査書 (案)

意見/理由

II 加工の事業を的確に遂行するための技術的能力 4頁～

【意見】

「規制委員会は・・・本申請の内容を確認した結果、技術的能力指針に適合するものと判断した」との記述は余りに安直である。

《理由》

申請者(日本原燃(株))はこの7月末に再処理事業所の変更許可に関する審査に合格しているが、これに至る経過を辿る限り審査合格は全くの茶番である。具体的には2006年、2007年のアクティブ試験の失敗以降も、多くの事故、トラブル、不手際を起こしており、現在もその体質は変わっていない。提出された再処理事業の許可申請の補正書も、2018年10月5日の補正書は全体1万2千ページのうち8千ページが、2019年3月8日には同じく全体1万2千ページのうち7千ページが補正されている。

さらに、今年2020年2月には溶液タンクからの放射能漏れを防止する排風機の故障問題(2019年6月、8月発生)で、原子力規制委員会から保安規定違反を指摘されており、更田規制委員長からは「・・・たちが悪い。6月に起きたときに改善活動がなされていない」との発言もなされている。また、今年に入っても3月13日に提出された補正書は『誤記や記載漏れ』が相次いだ上に58項目の修正を求められ、4月14日に再提出された補正書も、指摘されていた記載ミスが一部修正されていないとして差し戻され、規制委員会も「確認の質やプロセスに問題がある。過去数十年にわたってずっとこういう問題があつて再三申し上げてきたところ」と厳しく指摘している。

このように修正された補正書は2014年の審査申請以来計20回に上るが、結局、5月13日には新規制基準『適合』と判断され現在に至っている。しかし1992年に事業指定され1993年の着工から27年、これまでの経過から判断して、安全審査に名を借りた原子力行政の“隠れ蓑”として機能してきただけで、生徒(申請者)と先生(規制委員会)の出来レースの感がある。今回のMOX燃料加工施設はその再処理施設に隣接しており、またこれまでの事業に取り組む姿勢も改められることなく継続されている。

また、MOX燃料加工施設は現在フランスで稼働しているだけで、ベルギーやドイツはプラント閉鎖、イギリスの大型プラントの運転は低迷している。この現状を踏まえる限り申請者(日

本原燃) の主張する「運転及び保守に係る研修及び訓練により経験を有している」などと言えないのが現状である。

規制委員会は強い独立性をもった第三機関として、原子力界にいささかも斟酌することなく「先行施設である再処理施設を巡るこれまでの様々な経緯から、申請者は MOX 燃料加工施設を的確に建設・運転する技術的能力はない」と判断するのが妥当である。

Ⅲ-3 地震による損傷の防止 (第7条関係) 16頁～

【意見】

「規制委員会は・・・第7条に適合するものと判断した」との記述は余りに安直である。

《理由》

再処理工場周辺の太平洋側には延長 150 キロにも及ぶ『大陸棚外縁断層』及び『六ヶ所断層』が存在し、将来活動する可能性のある断層等であると指摘する専門家も多い。東洋大学・渡辺満久教授(変動地形学)や池田安隆教授(地形学)をはじめ、『新編 日本の活断層』にも明記されているのは周知の事実である。この断層による地震の規模は単純な経験式を使っても Mj8.5～8.6 となり、再処理工場はおろか東通原発やむつ市・使用済み核燃料中間貯蔵施設、大間原発にも大きな影響を及ぼすことになる。議論を出戸西方断層に限定し矮小化するのではなく、断層問題を指摘する外部の専門家を交えて安全審査の席上で議論し、疑念があれば事業者にも再調査させるなど、それが 3.11 福島原発事故の教訓であるはずで、下北半島において原発震災の二の舞を演じてはならない。

Ⅲ-6. 2. 2 火山の影響に対する設計方針 64頁～

【意見】

「規制委員会は・・・(云々)・・・(縷々)・・・確認した」との記述は、火山灰の影響を楽観視しており余りに安直である。

《理由》

①火山灰降下の被害

(その1)

『敷地における降下火砕物の最大層厚を 55 センチ』と設定しているが、2013 年の国の有識者会議の富士山噴火のシミュレーションによると「・・・乾いていて 45 センチ、ぬれると 30 センチ屋根に積もれば、重さで家屋が倒壊し始める。山や川にも積もり、雨のたびに土石流を起こし、川底を埋めて洪水を起こす。時には化粧パウダーのような細かさで、固くて鋭利な粒が風で飛ぶ。吸い込めばぜんそくや COPD (慢性閉塞性肺疾患) を悪化させ、眼球を傷つける恐れも。下水道を詰まらせないよう除去した灰は水に流してはいけないなど、灰の特徴を知っておかなければ被害が拡大する。・・・道路に湿った灰で数ミリ、乾燥した場合でも 2 センチ積もれば車はスリップして走れなくなり、鉄道はレールに数ミリ積もるとシステム障害で運行に支障が出る。航空機のエンジンは灰を吸うと停止しかねず、滑走路も滑りやすくて使えない。特殊なフィルターを備えた自衛隊などのヘリコプター以外は飛ばず、救援も難航する恐れがある。灰はぬれると電気を通し、送電設備のショートで停電する。電子機器に入り込めば腐食で

壊れる恐れがある。・・・」と指摘する。有識者会議は「巨大噴火が今後も発生しうると国民に周知し国家存続の方策を検討すべきだ」と国に求めたが、検討は進んでいない。(2017.10.8 朝日新聞より抜粋)

(その2)

「・・・火山灰は適度の水分を含むと独特の粘りを生じる。電線や電話線、光通信ケーブルの周囲に大きな灰の塊を作って、重みで断線させるくらい朝飯前である。また良伝導体なので、碼子の絶縁部にこびりつくともショートさせてしまう。一方、硫酸エアロゾル顕微鏡的な隙間からでも侵入できる。例えばコンピューターの通風口から侵入して電子回路に付着すると、配線の腐食や隣接回路とのショートを起こして稼働不能にしてしまう。・・・」「・・・雨は次第に激しくなり、午前2時23分、最初の家屋倒壊が起こった。充分除去されていなかった火山灰が水を含んで急に重くなり、土産物屋の屋根がもたなかったのである。充分水を吸った火山灰の重量は、10センチ厚で1平方メートル当たり100キロにも達する。この土産物屋の屋根面積が160平方メートル、平均灰厚が30センチもあったので、荷重は48トンにもなり、戦車を屋根に載せたようなものだから耐えられるわけがない。・・・」(『死都日本(石黒耀著 講談社文庫)』より抜粋)

(その3)

「・・・普通の自動車にはあちこちに隙間がある。車が海に落ちると浸水してくるのはこのせいだが、おかげでそう簡単に酸欠に陥ることはない。ところが火山灰が車に積ると、この隙間を塞いでしまう。・・・ミクロン単位の微細火山灰粒子はまるで霧滴のように風に乗って漂い、側面だろうが底面だろうが何かに接触すると付着する。このため通気口は塞がりやすい・・・ここにいると確実に酸欠死する。・・・」「・・・下には火山灰や火山豆石が20センチ程積もっていて、・・・砂浜と違うのは、表面が厚いのではなく、底の方が熱いのである。最下層にサージの熱粒子が堆積し、その上に降下火砕物堆積して・・・」(『死都日本(石黒耀著 講談社文庫)』からの抜粋)

②草津白根山の噴火

2018年1月23日午前9時59分、長い間静かな状態を保っていた草津白根山が何の前兆もなく突然噴火した。気象庁によると、直近の噴火は約3000年前、最新の研究では1500年前に噴火した可能性も指摘されるが、近年は目立った活動が見られない状況が続いていた。また再稼働していた伊方原発の差し止めを命じた2017年12月の広島高裁決定に関連して、前火山噴火予知連絡会長の藤井敏嗣・東京大名誉教授は「・・・火山ガイドでは巨大噴火は予知できる、あるいは噴火の規模を推定できるということが前提になっていますが、いまの火山学では巨大噴火の予知は不可能です。40年ほどの原発の稼働期間内だけは、巨大噴火は起こらないと保証できるか」と、それもできません。・・・」と指摘しています。(2018.1.24 朝日新聞 2018.1.28 赤旗(日曜版)より抜粋)

③火山灰防止フィルター

(その1)

富士山の噴火に備え、東京湾などで火力発電所を運営する東京電力フュエル&パワーは、来年度から、火山灰防止フィルターの備蓄を始めるとの報道もなされている。従来火山灰の影響について、2センチ積もる前提で、フィルターの交換まで約10日とみて、予備は用意していなかったが、今回最大で20センチ積もると算定し、フィルターが3～15時間で詰まる恐れが

あるとしてフィルター備蓄をすることにしたという。発電所の吸気口に張り付けるフィルターは1枚が60センチ角で、1発電所当たり数百枚を人力で交換するとしているが、産業技術総合研究所の山元孝広総括主幹（火山学）は、人力での交換は難しい。「フィルターの目詰まりを防ぐ装置を設置すべきだ」と指摘する。（2017.1.18 朝日新聞より抜粋）

（その2）

「・・・外は懐中電灯を点けても自分の足元が見えない泥沼のような闇だった。命がけて屋根に昇ると、今度は防毒マスクが灰で詰まって呼吸困難に陥る隊員が続出し、結局、消防隊用のマスクとポンペを装着しての作業になってしまった。それでも厚さで10分と作業を続けられない。・・・」「・・・出港準備に慌ただし『しもきた』艦橋では、潮田艦長が舷側ハッチから艦内に進入する特殊車両群を複雑な思いで眺めていた。砂漠戦用の特殊排気装置を装備した兵員輸送車やブルドーザーはともかく、同じ装置を装備した雪上車を1カ月前に受領した時は、唾然としたものである。・・・」「・・・艦のエンジン吸気口に設置された防塵装置は乗務員にひどく不評だった。もともと煙突基部には防塵フィルターが設置されていたが、これは単純な構造で、一度に大量の火山灰を吸引する事態を想定したものではなかった。これを外して、通路にはみ出す大きなオートクリーニング機構付電気フィルターを取り付けたものだから、ただでさえ狭い通路がさらに窮屈になってしまったのである。・・・」（『死都日本（石黒耀著 講談社文庫）』より抜粋）

以上指摘した事項について、審査書案において具体的な対応策は確認できないが、「申請者が大丈夫だと言っているから考慮されている」とすることは、第三者機関としての規制委員会の職務の放棄に等しい。特に問題なのは、『火山ガイド』が施設の運用期間中における火山活動に関する個別評価について、「・・・巨大噴火が差し迫った状況でない」と評価でき、・・・巨大噴火の可能性を示す科学的に合理性のある具体的な根拠が得られていない場合には、運用期間中における巨大噴火の可能性は十分に小さいと判断できること」としている点で、これは火山噴火の危険性を無視するよう規制側が教唆しているも同然で絶対に承服できない。

Ⅲ-6. 2. 4 航空機落下に対する設計方針 84頁～

【意見】

「規制委員会は・・・(云々)・・・(繰々)・・・確認した」との記述は余りに安直で、航空機落下に対する防護設計の要否について、確率評価基準 10^{-7} 回/年を適用することは不合理である。

《理由》

3.11福島事故の反省として、『想定外事象』をいかにしてなくし適切に評価するののかという視点に立った場合、福島事故以前に制定した航空機落下確率で評価することは想定外事故を容認することになる。

例えば2018年5月には、米軍三沢基地所属のF16戦闘機が高度の最低基準（約150メートル）を下回る低空で飛行していた事実が動画投稿サイト「ユーチューブ」に掲載されている。滑走路を離陸後、機体を旋回させながら山間部や住宅の上を低空飛行する様子が約11分間にわたって撮影されており、風力発電の風車の間や湖面をすれすれに飛行する場面もあった。これまでも県による再発防止要請が再三再四なされているが、いっこうに改善される気配はない。

また、三沢基地には2019年3月の時点で、F35ステルス戦闘機が12機配備されており、最終的に40機配備の予定とされている。戦闘機の墜落速度に関して、「滑空速度で墜落する」などおよそ現実的でない想定がなされており、2019年4月には、三沢基地所属のF35A戦闘機が戦闘訓練中に行方不明となっている。墜落時には300m/s程度の速度で急降下したと推定されており、グライダーのように滑空などしていない。操縦者は『空間意識失調』に陥ったとされていることから、このことを本人が意識していなかったと思われる。

規制委員会がこのような加工施設周辺で頻発しているトラブル事象を十分に認識しないまま、その設計方針を確認したとすることは不作為であり、嘔飯物である。

IV-1. 重大事故等の拡大の防止等 (第22条関係) 116頁～

【意見】

「規制委員会は・・・(云々)・・・第22条に適合するものと判断した」との記述は余りに安直である。

《理由》

(その1)

・プルトニウム燃料第3開発室における行方不明事件

1994年の北朝鮮の核危機の最中に『プルトニウム行方不明事件』が明らかになっている。米国の核管理研究所(NCI)が当時の国務長官に宛てた1994年5月4日付け書簡の中で、東海村のプルトニウム燃料第3開発室(PFPF)で投入した量と取り出された量の間に70kgの差があることが明らかになった。この施設(ペレット製造施設)は1988年10月に操業を開始し、高速増殖炉「もんじゅ」などの燃料棒の製造に使われた。施設の責任者は、残留は計測によって大体確認されていると説明したが、計測には10～15% (7～10.5kg)の誤差があるという。つまり原爆1個分ほどの誤差がありうるということで、行方不明は特に3台のグローブボックスに集中(43kg)していたという。(「原子力資料情報室編：プルトニウムのすべて」より抜粋)

(その2)

・東海再処理工場での累積DSR差異

2003年1月18日、文科省は、1977年操業開始から2002年9月末までの間に、東海村の再処理工場で累計206kgの差が生じたという。そもそも施設に入った量というのは、原発での出力レベルや運転期間を考慮した数値だから、最初から不確かさが伴う。そして燃料棒を剪断し、溶かして溶液にした際に、サンプルを取って分析して、全体ではこれだけあるはずだと推定する作業の連続のため、206kgの行方不明というのが、実際に無くなっているのか、計算上起きているだけなのか定かでない。最終的に、同年4月1日、文科省は、計算の合わないのは59kgだけとの結論を発表した。残りの147kgは、点検作業の結果、被覆管剪断片(ハル)等に着したものの、プルトニウム241崩壊による「核的損耗」、溶解残滓(スラッジ)等の一部として高レベル廃液貯槽に流入したもの等として確認されたという。その「作業結果に基づいた修正後の累積DSR(受払間)差異(59kg:処理プルトニウム全量の約0.9%)は、関連する測定や計算の誤差に照らし妥当な値であると考えられる」という。つまり、約1%程度の誤差はしようがないという訳である。(「核情報ホームページ」より抜粋)

以上は加工施設内におけるプルトニウム管理の重要性と脆弱性について例を引いたもので

あるが（この問題は2020年7月末に安全審査に合格している六ヶ所再処理工場も抱えたままである）、今回の審査書案にはこれに関連する事項の記載はなく、その理由について『意見に対する考え方』として是非コメントして頂きたい。

（その3）

・臨界爆発の可能性及び労働者被曝の問題

（その1）の『プルトニウム行方不明事件』で浮かび上がった、プルトニウム燃料第3開発室（PFPP）における計3台（成型2基、研磨1基）のグローブボックスに集中していたプルトニウム43kgだが、単純に平均すると1台当たり10数kgが残量していることとなる。うまく反射材を使えば数kgで核爆発を起こすプルトニウムである。臨界爆発の可能性はなかったのか？プルトニウム燃料第3開発室（PFPP）ではプルトニウム100万分の1gでも逃がさないようなことを言っていて、実は大変荒っぽく扱っていたことがこの事件から明らかになった。

さらに被曝の問題はどうなのか。思い出されるのは1999年のJCO核燃料加工工場での臨界事故である。高速増殖実験炉「常陽」のMOX燃料製造のため、硝酸に溶かしたウランを規定に反して臨界防止のための形や大きさが制限されていないタンクに入れたのが原因とされる。作業に当たっていた3人のJCO職員は大量の放射線（ガンマ線、中性子線）を浴び、うち2人は亡くなっている。僅か1000分の1gほどのウランの核分裂が大きな被害をもたらした。

申請されたMOX加工施設では、大量の非密封のMOX粉末を取扱う潤滑油を内包するグローブボックスは8基設置されていることから、その作業の際にはより大きな危険性と労働者被曝の問題が伴うことになる。原子炉から取り出したプルトニウムは10数%のプルトニウム241を含む。半減期14年のこの元素は強いガンマ線を出すアメリシウム241に変わり、この放射線防護のために燃料加工が難しくなる。ドイツのシーメンス社の燃料工場における労働者被曝のデータ（ドイツ、ハナウ；1989～1992）によれば、MOX燃料工場での被曝量はウラン燃料工場での被曝量に比較して概ね60倍を上回る。

今回の審査書案にはこれに関連する事項の記載はなく、その理由について『意見に対する考え方』として是非コメントして頂きたい。

「日本原燃株式会社における核燃料物質の加工の事業の変更許可申請書（核燃料加工施設）に関する審査書（案）」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス(E-mail)

意見の対象となる案件

日本原燃株式会社における核燃料物質の加工の事業の変更許可申請書（核燃料加工施設）に関する審査書（案）

意見/理由

反対します！ まず、MOX燃料は不要、使わないこと、危険であるからです。核燃料サイクルが風うに破たん

<該当箇所>

頁 行目しているのだから、政策の失敗を言認めねばなりません。「もんじゅ」も廃炉、軽水炉もオゾンで事故発生確率も↑

<内容>

MOX使用済み燃料を、言はがどこでどう処理しますか？ そんなの、何も出来たし、第一国民のお金のムダ遣いです。核のゴミも青森県に

押しつけたまま官僚も政治家も責任取る者が誰もいない。

<記入方法について> 文字どおりの無責任でしょう？ 反対、やめるべきです、

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握する

め、問合せをさせていただくことができますので、連絡先のいずれかを必ず記入

してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いた

しません。やめれば国民から必ずや高く評価されること間違ひ

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。あなたはどうするの？

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付して

と尋ねれば黙ってやるのでは？

「科学的、技術的など意見を」というけど、市民団体の科学的、技術的の回答が出来ていないのでは？

1106F002

(様式2)

原子力規制委員会 宛 御印

「日本原燃株式会社における核燃料物質の加工の事業の変更許可申請書 (MOX燃料加工施設) に関する審査書 (案)」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
日本原燃株式会社における核燃料物質の加工の事業の変更許可申請書 (MOX燃料加工施設) に関する審査書 (案)	
意見/理由	
<該当箇所>	頁 行目
<内容>	

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

<審査書案には触れられていない項目に係る意見>

1. 本件審査の手続的違法性について

<意見>

本件審査は、原子力規制委設置法が要求する委員会の中立公正性を欠いた不適格者によって取りまとめられたものであるから、同法第1条の目的に違反し、違法・無効である。

<理由>

(1) 原子力規制委員会（以下、「規制委」という）の性格及び委員の不適格性について

福島原発事故の原因は、原子力の安全規制と推進が制度的に未分離で、一体化していたことにあり、その反省から2016年に、中立公正性、独立性を旨とした規制機関として規制委が設置されたが、蓋を開けてみるとその構成は、委員長をはじめ一部の委員（例えば島崎邦彦委員）を除き、原子力業界と強くつながり、選任要件を欠いた者で占められた。改任後の顔ぶれも同様である。そのような不適格者により本件再処理施設の新基準は策定（2013年11月27日）されたものである。

欠格者の最たる者は、委員交替によって入れ替わった田中知委員である。本人は人も知るゴリゴリの再処理推進論者であり、業界から多額の寄付などを受けた原子力ムラの中心人物であると報じられている。

再処理の事業許可変更申請の適合性審査はこのような公正・中立性を欠いた欠格委員によって行われてきた。

(2) 原子力規制庁は規制の衣を被った推進組織

規制庁は規制委の事務局と位置づけられているが、その実体は、規制委の業務を事実上代行し、意思決定の方向性を誘導・支配しているものである。

また、規制庁職員には、中立・公正性が法的に義務付けられているが、実際には職員の90%以上が経産省の原子力安全・保安院や文科省の出身職員で占められており、原子力政策推進の役割を担っている。中立・公正性を担保する法的制度として、官僚の「ノーリターンルール」が採用されている。これは規制庁から元の古巣である経産省や文科省へのリターンを認めると、その職員は出身官庁へ復帰することを期待して在任中適正な規制事務を怠るおそれがあるので、これを禁じるルールである。しかし、このルールは形骸化している実情にある。

(3) 結論

以上のように、本件施設の安全性を審査・確認に必要な中立性・公正性を欠い

た構成員で組織され、規制機関としての適格性を法的に欠いた規制委と規制庁が共同作業で策定した新規制基準は無効であり、従って本件適合性審査も無効である。

2. MOXの軍事転用の危険性について

(1) MOXの製造量

六ヶ所再処理工場で製品化されたプルトニウム・ウラン混合酸化物(MOX)は、ウラン235の濃縮度1.6wt%以下の硝酸ウラニル溶液と硝酸プルトニウム溶液が、重量混合比1対1で混合され脱硝される。設備の最大脱硝能力は2系列で一日あたり108kg・(U+Pu)、1系列は一日あたり約54kg・(U+Pu)である。

再処理工場のプルトニウム・ウラン混合酸化物貯蔵設備の最大貯蔵能力は60トン・(U+Pu)とされている。

2020年10月現在の貯蔵量は約6,658kgである。

(2) MOXは核兵器に転用可能

「核兵器の製造には燃えるプルトニウム239が90%以上という純度の高いプルトニウムが必要とされるが、軽水炉の使用済燃料にはプルトニウム239はせいぜい70%となっている。しかもプルトニウムはウランと混ぜたMOX燃料として使うため、単独で核兵器に転用される心配はない」(原子力eye/1999/vol45/No4 12頁)という見解がある。

プルトニウムにはいろいろな同位体組成の異なる様々なクラス応じて原子炉級プルトニウムと兵器級プルトニウム(Pu239の含有量が93%以上)がある。

原子炉級プルトニウムが核兵器にならないとする論は、原子炉級プルトニウムは「早発」を起こす性質を有するため、核兵器を作るのは不可能、あるいは非常に難しいと主張してきたのである。

しかし、この主張はもはや世界の常識ではない。例えば、再処理・プルトニウム利用を否定していないイギリスの王室科学アカデミーが1998年2月、『分離プルトニウムの管理』と題する報告書を発表、英国に蓄積する民生用プルトニウムの管理について提言を行った。・・・『信頼性、性能面で原子炉級プルトニウムは兵器級に劣るが、経験のある兵器設計者であれば、十分信頼性を持つ設計が可能である。従って、テロリストや、核兵器製造をたくらむ国家にとって、原子炉級プルトニウムも目標となりうる』と明確に述べている(原子力eye/1998/vol44/No9 65頁)。

以上のように、日本ではしばしば原子力発電の使用済燃料から抽出される「原子炉級プルトニウムでは核兵器はできない」と主張されるが、国際的には、「可能である」という決着がついているというべきである。

(3) MOX は核不拡散の流れに逆行

- ① さらに、六ヶ所再処理工場では、純粋なプルトニウム酸化物単体が存在することがないように、硝酸ウラン溶液と硝酸プルトニウム溶液を混合させて、ウランとプルトニウムのまざった混合酸化物 (MOX) 粉末の形で取り出すから、核兵器には使いにくいと日本政府や電力事業者は主張している。

本件施設でこの粉末をさらに劣化ウランと混ぜて MOX 燃料を作る計画だから、核兵器への転用はあり得ないともいう。

- ② しかし、このプルトニウム・ウラン混合酸化物 (MOX) という形態でも、核拡散やテロの危険性は否定できない。世界を騒がせた「あかつき丸」のプルトニウム輸送 (1992年11月～1993年1月) では、巡視船「しきしま」に護衛されて輸送されたものは「酸化プルトニウム粉末」であった。しかし、国際原子力機関 (IAEA) は、保障措置上、その「酸化プルトニウム粉末」と「MOX」を同じ範疇のものとして位置づけているのである。MOX は、直接利用物質とされ、核兵器利用可能物質として厳重に護衛しなければならないと定義されているのである。

「IAEA 保障措置用語集 (2001年版)」(科学技術庁原子力財団法人核物質管理センター) から、混合酸化物 (Mixed oxide、MOX) の分類及び、直接利用物質の定数、転換時間及び有意量についての項目を紹介する。

4.16 混合酸化物 (Mixed oxide、MOX)

原子炉燃料として用いられるウランとプルトニウムの酸化物の混合物 (MOX) は特殊核分裂性物質 (4.5 参照) 及び直接利用核物質 (4.25 参照) と見なされる。

4.25 直接利用核物質

核変換又はそれ以上の濃縮なしに核爆発装置の製造に用いることのできる核物質。この物質には ^{238}Pu 含有量が 80%未満のプルトニウム、高濃縮ウラン及び ^{233}U が含まれる。直接利用核物質の化合物、混合物 (例えば、混合酸化物 (MOX)) 並びに使用済核燃料中のプルトニウムがこの区分に入る。未照射の直接利用核物質は、相当量の核分裂生成物を含まない直接利用核物質である。

3.18 転換時間

異なった形態の核物質を核爆発装置の金属構成要素に転換するのに必要な時間を「転換時間」という。これには転用物質を転換施設に輸送する時間、又はその装置の組立に要する時間を指す。現在適用可能とさ

れている転換時間を表 I に示す。

表 I 完成したUまたはPu金属構成要素への推定物質転換時間

最初の物質の形態	転換時間
Pu, HEU又は233U金属	日のオーダー (7-10日)
PuO ₂ , Pu(NO ₃) ₄ 又はその他の純粋なPu化合物; HEU又は233U酸化物又はその他の純粋なU化合物、 MOX又は、Pu, U(233U+235U \geq 20%)を含む その他の未照射混合物、 スクラップその他の種々の不純化合物中のPu, HEU及び/又は233U	週のオーダー (1-3週間) a
照射済燃料中Pu, HEU又は233U	月のオーダー (1-3ヶ月)
233U 235U含有量が20%未満のU, Th	1年のオーダー
a この範囲はいかなる単一の因子によっても決まらない、ただし純粋のPu及びU化合物ではこの範囲の下端に、そして混合物及びスクラップは上端の方に位置する傾向がある。	

3.14 有意量(Significant quantity, SQ)

有意量は1個の核爆発装置が製造される可能性を排除できない核物質のおおよその量をいう。

現在用いられている有意量の値を表 II に示す。

表II. 有意量

物質	SQ
直接利用核物質	
Pu a	8kg Pu
233U	8kg 233U
HEU(235U \geq 20%)	25kg 235U
間接利用核物質	
U(235U < 20%) b	75kg 235U (又は10t天然U 又は20t劣化U)
Th	20t Th
a 238Pu含有量が80%未満のPu。 b 低濃縮、天然及び劣化ウランを含む。	

出典: IAEA 保障措置用語集 [2001年版] (財団法人 核物質管理センター)

六ヶ所再処理施設で生産されるプルトニウム・ウラン混合酸化物 (MOX) の持つ核拡散や核兵器転用可能物質として危険性は、すでに1999年のJCO臨界事故に前後して、福島原発と高浜原発に輸送されたMOX燃料輸送時に明らか

になっている。この輸送では、PNTL社のパシフィック・テール号とパシフィック・ピンテール号の2隻の輸送船を改造し、武装を行って相互に護衛するという方法で行われた。それぞれに30ミリキャノン砲を3門、キャノン弾は25000発装備されていた。

- ③ MOXは、純粋なプルトニウム粉末と同様の核拡散の危険性を持つ。プルトニウムとウラン混合酸化物の形態であっても、使用済燃料中のプルトニウムより入手しやすく、テログループの標的となりやすい。またMOXがテロリストあるいは第三国に渡った場合、この混合酸化物から純粋な金属プルトニウムを抽出することは週のオーダーで可能だというのがIEAE（国際原子力機関）の解釈である。これはプルトニウム・ウラン混合酸化物（MOX）をプルトニウムとウランを混ぜた金属に変換し、これを核兵器として利用する可能性も含むのである。

(4) 原子力基本法及び原子炉等規制法違反

- ① 本件「MOX燃料加工」が原子炉等規制法14条の「加工」に該当するか否かはさておき、MOX自体が前述のとおり核兵器転用可能な物質であるから、MOX燃料が軍事目的に利用されたり、あるいは軍事目的に転化・転用されたりすることのないように厳密な法的及び技術的防護措置（歯止め）が講じられていなければならない。

この場合の「法的防護措置」とは、原子炉等規制法14条の許可基準に、同法44条の2第1項第1号（再処理事業）、原子炉設置許可処分同法第24条1項1号（原子炉設置）及び同法43条の5（使用済燃料貯蔵事業）と同様の「平和目的利用」の明文を規定することであり、また「技術的防護措置」とは、核兵器の製造が不可能ないし著しく困難な技術原理が採用されることである。

- ② しかし、本件変更許可処分の許可要件（原子炉等規制法第14条1項）には、前述した平和利用目的の限定規定が存在しない。MOXが軍事目的に転換が可能であることは前述のとおりであり、これを防止するための法的保障が一切存在しないことは、原子力基本法第2条が定める「原子力を平和目的以外に利用する場合」に該当するから、本件許可処分は同法に違反するから違法・無効である。

しかも、本件許可処分にあつては、上記のような防護措置は一切設けられておらず、軍事利用目的への道は広く開放されているのである。

3. 不透明な使用済 MOX 燃料の処理・処分方策

政府や電力会社は、使用済 MOX 燃料の扱いをどうするのか明らかにしていない。六ヶ所再処理工場の次の再処理工場で処理するかのように宣伝してはいるが、具体的な計画は明らかにされていない。当面は原発サイトに置かれるのであろうが、その後どのように処理・処分するのが全く不明確なまま MOX 燃料が使用されることになる。本件施設の建設は、まさに見切り発車と言わざるを得ない。

何ら将来の展望もなく、泥縄的に進められる MOX 利用計画は、早晚破綻を免れず、本件施設の存在理由が問われている。

4. 損害賠償能力

福島第 1 原発事故の賠償額は既に約 8.6 兆円の巨額に上り、今後も増加 (22 兆円) の見込みである。本件施設の原子力損害賠償費用の措置額は 240 億円にすぎない。

内包している放射線量は極めて多く、いったん事故が起きると甚大な被害と損害賠償が要求される。上記損害保険金では到底賠償し切れない。

本件施設での事故による賠償費用の負担者は、再処理機構ではなく、事業者の日本原燃になると説明されているが、同社の支払い能力は極めて貧弱であり、被害住民に対する十分な補償と被害回復は不可能である。

日本原燃に全損害の賠償責任を尽くさせるための法的措置が必要である。

本件審査は、この点についての検討を欠いており違法である。

5. 原子力防災対策と避難計画

(1) 原子力災害対策指針は策定されているが、規制委は地方公共団体等が策定した原子力防災計画の内容及び実施の有効性についての具体的な審査を行わない。従って、防災指針は絵に描いた餅で実効性がない。

(2) 本件施設の原子力災害対策重点区域の範囲は、施設から概ね半径 1km を目安とし、この区域を全て UPZ (緊急的防災措置を準備する区域) としている。しかし、この指針は、以下の理由から明らかに不合理である。

① 重大事故などに伴う緊急事態の発生に備えて、本指針は避難、屋内退避、ヨウ素剤服用などの予防的措置を講じることを要求しているが、これだけでは、周辺公衆 (住民) に対する被ばくの防護措置としては極めて不十分である。本指針は住民に対して被ばくの強要を容認していると言わざるを得ない。本指針の全面緊急事態における被ばく範囲 (半径 1km) は余りにも過小評価である。

② 六ヶ所村は、2020 年 1 月 1 日現在人口 1 万 250 人 (世帯数約 4,500) で、本

件施設の半径約 5km 圏内には、同村の町役場、公民館、病院、小中学校、銀行、商店などが立地する市街地とそれを取り巻く居住地で構成された尾駈地区（人口約 1,000 人）が含まれる。

また、本件施設から直線距離で約 3km の地域に、日本原燃の職員住宅、リープ・ショッピングモールという商業施設や文化交流プラザスワニーが存在する。

このように、半径 5km 圏内には、非居住区域（公衆が原則として居住しない区域）及び低人口地帯（人口密度の低い地帯）もしくは人口密集地帯が存在する。

- ③ 以上から明らかなように、本指針の定めは、実効性ある防災対策からは程遠いものであり、これをもって、立地審査指針で要求する低人口地帯の設定が不要になったと解することはできない。
- ④ 青森県及び六ヶ所村は、本指針を受けて原子力防災計画を策定したが、実際の避難は、避難道路、輸送手段、受入れ施設、情報伝達などの確保に深刻な不足と不備があることから難航が予想されている。しかし、住民避難計画を含む原子力防災計画の実効性についての審査、検証は規制委に義務付けられていないため、実際に緊急事態が起きたとき、指針に沿った有効な対応ができない。時々行われる住民避難訓練において、その不備と欠陥が具現化している。本件施設周辺は人口密集地帯と低人口地帯で構成されているにもかかわらず、本指針の適用によって、重大事故発生からそこに住む住民の被ばくを防止できないことは明白である。

以上のように、原子力防災対策が実効性を持たない以上、住民を被ばくから保護するためには、本件施設との十分な離隔をとる法制度上の措置による安全性評価がなされる必要があるが、そのような措置・対策は講じられていない。

<法律第14条関連>**1. 3号要件関連****Ⅲ-3. 1 基準地震動 (17頁～)****<意見>**

策定された基準地震動 700 ガルは過小評価である。

<理由>

- (1) 基準地震動 700 ガルは過小評価であり、国内で記録した最大値（岩手宮城内陸地震 4022 ガル）を考慮すべきである。

700 ガルは、後述する六ヶ所断層や大陸棚外縁断層が大地震を引き起こす危険性を考慮すると、更に引き上げられなければならない。

本審査書案にはこの点を看過した過誤がある。

- (2) 大活断層の存在

渡辺満久教授が指摘する「六ヶ所断層」が敷地近傍の「震源として考慮する活断層」から除外されている。

「六ヶ所断層」が活断層であることは海成段丘面の傾き（撓曲）の存在から明らかであり、これは後述の大陸棚外縁断層とつながっている。

本審査書案は、大陸棚外縁断層は「震源として考慮する活断層」とは認められないとしているが、その活動性を否定した過誤がある。この断層が活断層であることは新編「日本の活断層」（活断層研究会編）が明白に認めており、池田安隆元東京大学准教授が最新の知見で論証しているところである。

すなわち、平成 25 年と 26 年に原子力規制庁が 12 億 6000 万円かけて地球科学総合研究所に委託して実施した『原子力施設における断層等の活動性判定に関わる評価手法の調査研究』によると、池田准教授が指摘したとおり

- ・大陸棚外縁断層が中新世（530 万年前～2350 万年前）に活動した大規模な正断層であったこと

- ・鮮新世（165 万年前～530 万年前）に逆断層として再活動したことが裏付けられた。

問題は「逆断層の再活動」がいつまで続いてきたかであるが、断層上部の第 4 紀の地層（完新世 1 万年前～現在、更新世 165 万年前～1 万年前）に変位を与えている点、約 12 万 5000 年前の最終間氷期に下北半島の海岸段丘ができてから現在までの間に約 10m の隆起が起きていること（外縁断層が地震により隆起）から、この海底大断層が活断層であることは明らかである。

Ⅲ-5 津波による損傷の防止 (49 頁～)

<意見>

津波による施設損傷の評価に過誤がある。

<理由>

2020年4月21日、内閣府は「日本海溝・千島海溝沿いでM9を超える巨大地震が発生するおそれがあり、これは過去に350年前後の間隔で発生し、前回からすでに400年程度経過していることから、次の巨大地震が切迫している可能性が高い。この地震に伴って六ヶ所村には10.7mを超える津波の来襲が想定されている。」と発表した。

申請者は、再処理施設は標高40m、海岸から5km離れているから、津波到達の可能性はないとしている。

施設の直下には、太平洋につながる尾駈沼があり、津波はこの沼を経由して施設に容易に到達し、崖を遡上して施設に浸水し、これを損傷する危険がある。

本審査書案では、内閣府の上記発表に係る津波とその被害についての検討がなされていないから看過しがたい過誤がある。

Ⅲ-6. 2. 2 火山の影響に対する設計方針 (64 頁～)

<意見>

火山影響評価の基準である火山ガイド及び「基本的考え方」は不合理であるから、本件審査は不適法で立地不適とすべきである。

また、八甲田火山の噴火による火山灰の最大層厚55cmの影響を過小評価している。

<理由>

(1) 基準の不合理性

- ① 火山ガイドは、火山現象が施設の運用期間中影響を及ぼす可能性が十分小さいと評価された場合は、火山活動のモニタリングと兆候把握時の対応を適切に行うことを条件に個々の火山事象に対する影響評価を行う。一方そうでない場合は立地不適となる。しかし、現在の科学的知見では噴火予測とモニタリングによる適切対応は不可能であるから火山ガイドは合理性を欠く。
- ② 「基本的考え方」は、巨大噴火（噴火規模数10 km³程度を超えるような噴火）によるリスクが社会通念上容認される水準であることを考慮し、巨大噴火が差し迫った状態ではなく、施設の運用期間中に巨大噴火が発生するという具体的根拠があるといえない場合には、「巨大噴火の可能性が十分小さい」と判

断できるというものである。その根拠として、一般防災と原子力災害を比較し、前者について巨大噴火を想定した法規制等が存在しないことを挙げるが、事故は、極めて広範な（場合によっては国外も含む。）地域に長期にわたり深刻な放射能汚染を複合的に及ぼす点において一般防災と全く異質なものであり、この考え方は不合理というほかない。

さらに、その内容面からみても、「巨大噴火が差し迫っていること」や「運用期間中に巨大噴火が発生するという具体的根拠」を示すことが困難であるという現在の火山学の知見を無視したものであり、まして、それを事業者に立証させることは全く期待できないものである。

次に、十和田火山は典型的なカルデラ火山であり、過去に奥瀬火砕流、大不動火砕流、八戸火砕流等、大規模噴火を3回起こしており、火砕流が本件施設近辺まで到達した可能性が指摘されている。万が一このような事態が現実化した場合の被害の重大性を考えた時、そのリスクを容認することは社会常識・良識をはるかに超えたものである。「考え方」は巨大噴火を対象とすることによって無視できるリスクの範囲を大幅に広げ、社会通念論を解釈基準にすることによって、破局的噴火の規模にまで至らない巨大噴火までこの論法で「火山の影響なし」との認定を行う余地を残すことになり不当である。官僚や裁判官の社会通念で生命財産を奪われたくないと考えるのが世間の常識であろう。また、「考え方」は国際基準であるIAEA・火山ガイド(SSG-21)にも違反している。

- (2) 降灰を55cmと想定した場合の施設への影響は、気象庁などの政府機関の公表によると、通行不能、停電発生、家屋損壊、コンピューターなどの電子機械のトラブル、非常用ディーゼル発電機の故障・機能喪失（フィルターの目詰まりによる）等が確実に起こる。

本件審査はこの点についての評価を誤っている。

Ⅲ-6. 2. 3 外部火災に対する設計方針（75頁～）

近隣の産業施設（むつ小川原国家石油備蓄基地）の火災・爆発 80頁

<意見>

石油備蓄基地は本件施設の安全機能を損う外部人為事象であり審査には過誤がある。

一再処理施設、高レベル廃棄物管理施設、ウラン濃縮工場及び低レベル廃棄物最終処分場での事故もこれに該当するが、その評価が欠落している。

<理由>

(1) 申請者は、石油備蓄基地と本件施設が 900m 離れているから、タンクが火災爆発しても影響はないと主張し、本審査書案もこれを確認している。

しかし、基地の火災を①タンク 1 基のタンク火災、②タンク 1 基と 3 基の防油堤火災、③タンク全基の 3 ケースで検討した結果、②の 3 基防油堤火災により再処理施設は「人体接近限界」(防護服での限界である表面温度 100~110 度)に達して、建屋内の温度上昇をきたす結果、屋内の可燃性有機物に引火し、有機溶媒火災などの重大事故になるおそれがある。

(2) 上記核燃料サイクル施設が、「近隣の産業施設」に該当することは明らかであり、言うまでもなく再処理工場は同一敷地内に建設されている。これらの施設が事故を起こした場合の被害の甚大であるにもかかわらず、本件審査はこれらの施設を対象外としたことは、明らかな過誤・欠落である。

Ⅲ-6. 2. 4 航空機落下に対する設計方針 (84 頁~)

<意見>

基準は不合理であり、本件施設は航空機落下により破壊され重大事故の発生は必至である。

<理由>

(1) 評価基準の前提の誤り

本審査書案の考え方は、⑦パイロットに海上への回避操作が指導されているから海上への落下は有効回避されたものとみなして、海上落下は一切カウントしない。④原子力施設上空の飛行回避が指導され徹底されているから、施設上空は他地域よりも飛行頻度が低いとして、全国土(前人未踏の地や高山地帯・山林等を含む)への落下事故率の平均値を使っている。

しかし、⑦三沢基地所属の日米軍機がこれまで多数海上に墜落している事実を照らして、海上への回避措置を期待するのは全くの希望的観測である。

④規制庁のサイト情報を精査したところ、2012年9月から2019年11月までの7年2ヶ月余りの間になんと269件以上、月にすれば3回以上(10日に1回)の割合で原子力施設の上空を航空機が飛んでいる事実が判明した。このうち本件施設に隣接する再処理工场上空を飛行していたのは4件、近接するウラン濃縮工場、低レベル処分場上空は2件であった。このように、多数の航空機が原子力施設上空を飛行している。

また、三沢基地・天ヶ森射撃場と本件施設は近接していること、施設上空

は特別管制空域に指定され頻繁に航空機が飛行し過去の調査では年間4万2846回の飛行が確認されていること、このような実情に照らし、前人未踏の地などを含めた全国平均値で落下確率を評価する基準は不合理である。

(2) 落下確率評価と防護設計の要否

落下確率の現状は、 9.6×10^{-8} で、 10^{-7} 回/年の基準まであとわずか4%の余裕しかない。墜落回数を厳密にカウントすると 10^{-7} 回/年のオーダーになるし、いずれ近い将来墜落事故が起きると基準を超えるので、落下時の防護設計が必要となる。しかし、審査書案ではこの点についての検討が欠落しており違法である。

(3) 防護設計

当初の安全審査においては、F16を想定して防護設計がなされ合格となった。その内容は、全体破壊において航空機重量20t、衝突速度150m/秒での評価がなされ、局部破壊においては150m/秒での評価がなされたのみであった。

しかし、上記衝突速度は科学的根拠を全く欠いている。事故原因はエンジントラブルを想定しており、墜落時パイロットは最良滑空速度を維持するというのがその理由であるが、2019年4月9日に三沢基地所属のF35Aが墜落した際の時速は1100km (305.6m/秒) 以上であった。

しかも、墜落原因は、エンジントラブルではなくパイロットの空間識失調であり、最良滑空体制などとれる状態にはなかった。

F16、F35などの重量航空機、大型航空機が施設に墜落すれば施設の全体破壊は免れない。

施設破壊時の被害想定もなされていない。

これらの点についての検討がなされない本審査書案には重大な過誤・欠落がある。

IV-1 重大事故対策 (第22条関係) (115頁～)

<意見>

重大事故として①臨界事故②閉じ込め機能喪失の2つを仮定しているが、選定は限定的であるし、安全評価に過誤・欠落がある。

<理由>

- (1) 放出されるプルトニウム量が最も多い「焼結炉での水素爆発事故」が想定されていない不備がある。
- (2) 臨界事故については、「発生が想定できないことから、対策不要である」こと

を確認している。

しかし、本件施設で取り扱われるプルトニウムの量は臨界量の何十倍、何百倍に相当するため、安全な臨界設計ができない装置や工程も残ってしまう。特に、雨水の流入など溢水トラブルが発生して、水による減速効果ないし反射的效果が過剰の事態が出現し、不注意でプルトニウムを異常に一方所に集中したときは、臨界爆発の引き金になりうる（MOX 総合評価 194 頁）。

- (3) 閉じ込め機能喪失事故については、「計画している拡大防止対策は、有効なものである」と判断している。

しかし、工場内には可燃性の材料（グローブボックスのパネルなど）、粉末を混合する際に使用する可燃性の有機添加剤、可燃性の固化・液体廃棄物が多数存置されている上に、火災・爆発の引き金となる水素も存在する。これらは、火災や化学爆発の要因となり、グローブボックスやセル外に放射性物質が漏洩する危険がある。また、火災によって HEPA フィルターが目詰まりし機能喪失する事故と、臨界事故など他の放射能漏えいによる事故とが重なって起これば、ただちに環境中への大量の放射能放出につながりうる。

特に、HEPA フィルターを含む排気系統の除染係数として、 $10^9 \sim 10^5$ を設定しているのは過度に HEPA フィルターに期待しており、実際の MOX 工場での使用を想定した設定とはいえない。

IV-4. 2 重大事故等対処設備 (30 条) (161 頁)

<意見>

事業所外への放射性物質の拡散抑制のため、航空機燃料火災時の対処設備として、大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、ホイールローダ（可搬型放水砲運搬用）、ホース展開車、運搬車、可搬型建屋外ホース等を可搬型重大事故等対処設備として新たに整備したことが、規則 30 条に適合しているとの判断は誤りである。

<理由>

重大事故の発生が自然現象に因る場合には、敷地内外に大きな影響が及び、地震であれば、地割れ、道路損壊、倒壊物等による資機材や人員（敷地外からの駆けつけ応援も含む）の運搬への支障が生じる。また、雪害の場合は降雪によるアクセスの困難、火山噴火による降灰の場合はアクセスの困難に加えて、電線・電気設備への障害やフィルタの目詰まりによる非常用発電機の運転停止が起こりうる。作業が夜間に及べば、投光器や非常用照明に頼らざるをえず、作業への支障のみならず作業員の安全への懸念も生じる。このような環境にあつて、必要な人員と資機材が

現場に予定通り到着するとは限らず、また、作業の順調な進捗も阻害される可能性は大きい。

可搬型設備に頼る対策は実効性を欠く。事故発生時における膨大な作業員、作業環境への懸念、接続部からの放射性物質漏えいリスクを考慮するならば、関連設備は全て常設設備とすべきである。

V 故意による大型航空機の衝突、テロリズムへの対応 (188 頁～)

<意見>

1. 衝突時の重大事故時等対策は、実効性を欠いた事実上不可能な対応であり、本審査には過誤がある。
2. 軍事的攻撃を本質とするテロに対応する人的、物的対策が欠落している。

<理由>

1. 大型航空機落下事故対策は①再処理施設からの借りものである緊急時対策所の利用（原発に要求されている特重施設までは不要）、②可搬型設備による対処などである。
2. しかし、
 - ① 対策所は温度、圧力などの把握はできても、冷却、排気などの制御機能は望めないから、原発と同様の緊急時制御室は必要である。
 - ② 大型航空機が墜落すると大量の燃料が飛散・炎上し、現場における可搬型設備の使用は不可能となる。武力攻撃を意図した大型航空機の衝突には小手先の対応は無効で軍事的対処するしかない。
 - ③ 可搬型設備の保管場所を恒設建屋から 100m 離れたのは同時損壊により事故対策が不可能になるからである。100m の根拠は大型機の翼幅を基準にしている。しかし墜落機が 9.11 のように 2 機の場合もあるし、大型機の墜落による損壊範囲は、日航機事故（機体は周囲 200m 四方に散乱）をあげるまでもなく 100m を超える破壊を招く。
 - ④ 可搬型放水砲などで衝突時の放射能を叩き落すのは戯画的であり実効性に疑問がある。

要するに、大型航空機墜落による被災は想像を超えるものであるから、可搬型設備での対処は不可能であり、頑健な設計と遠隔操作が可能な対策が必要である。しかし、このような対応には莫大なコストがかかるため安易・姑息な対策しかとっていない。

2. 1号要件（技術的能力）関連 （4頁～）

<意見>

日本原燃にとって、本加工事業は全く未経験の事業であり、国の内外における事故例に照らし本加工技術は未確立である。

従って、日本原燃は事業遂行の技術的能力を欠いているから、本審査の過誤は明白である。

<理由>

(1) MOX 加工事業許可処分申請は 2005 年 4 月 20 日になされた。当初の着工予定は 2007 年 4 月を、竣工を 2012 年 4 月を予定していた。許可処分は 2010 年 5 月 13 日に出たものの、着工は 3 年遅れ（2010 年 10 月 28 日）で、現在も工場建築中である。

2014 年 1 月 7 日、変更許可申請がなされたが、許可未了で、日本原燃は竣工時期を 2022 年上期と大幅に変更するに至った。その原因は、加工の専門知識及び工場建設の技術的能力不足以外の何物でもない。

(2) 本審査によると技術者の確保については適切なものであることを確認しているが、工場は建設途中で未操業状態である。加工従事者は資格を持っているかもしれないが、MOX 加工の専門家は皆無に等しく、社員、作業者の殆どは電力会社、旧動燃出身者及び新規採用された未経験者の寄せ集めである。

(3) 以下に列挙した国内外の事故、トラブル事例に照らし、MOX 加工技術は未確立であり、日本原燃が独自に開発した技術の蓄積もないことから、申請者に技術的能力ありとする具体的な根拠は認められない。

日本国内及び国外における MOX 燃料加工施設での主な事故例

- ① 1988/6/27
旧西ドイツ、ALKEM 社のハナウ MOX 燃料加工施設：グローブボックス内作業で被曝事故
- ② 1992/11/28
成形加工中の MOX 燃料の破断による被曝事故
- ③ 1993/6/7
動燃・東海事業所、連続焼却炉の作動不良
- ④ 1993/2/12
重汚染区域でのプルトニウム被曝事故

- ⑤ 1994/4/20
動燃・東海、プルトニウム転換開発施設での被曝事故
- ⑥ 1999/3/26
動燃・東海、プルトニウム転換開発施設での被曝事故
- ⑦ 1999/4/25
フランス・カダラッシュ、MOX 燃料製造施設で金属製トゲで作業員被曝
- ⑧ 2000/9/13
フランス・カダラッシュ、作業員の内部汚染に対する防御ライン喪失

- ⑨ 2000/11/14
フランス、MELOX(マルクール)、MOX ペレット研削施設で放射能汚染
- ⑩ 2001/3/25
フランス、マルクール MOX 燃料加工施設、フィルタで許可量を超えるプルトニウムを検出
- ⑪ 2004/6/16
フランス、マルクール MOX 燃料加工施設、廃棄物貯蔵施設で許容制限質量を超過
- ⑫ 2004/07/26
フランス、マルクール MOX 燃料加工施設、従業員の過大被ばく
- ⑬ 2004/10/26
フランス、マルクール MOX 燃料加工施設、グローブボックスでの作業中作業員が負傷により汚染
- ⑭ 2005/9
フランス、マルクール MOX 燃料加工施設、年間線量制限値の 1/4 を一ヶ月で超過
- ⑮ 2006/1/9
フランス、マルクール MOX 燃料加工施設、停電による機能低下
- ⑯ 2006/1/15
フランス、マルクール MOX 燃料加工施設、汚染事故
- ⑰ 2007/1/10
イギリスのセラフィールドの MOX 燃料加工施設 (SMP)、5 名の作業員が被曝
- ⑱ 2009/03/19
フランス、マルクール MOX 燃料工場、臨界安全の喪失

⑬ 2020/02/11

フランス、マルクールMOX燃料工場、グローブボックスの洗浄作業中にグローブが破損し労働者1人が内部被曝(年線量限度である20mSvを超過)

3. 2号要件(経理的基礎)関連

<意見>

MOX利用政策は破綻しており、且つMOX燃料はコスト高である。申請者の経理的基礎を確保することは極めて困難もしくは不可能であるから、法14条の2号要件を充たしていない。

<理由>

(1) 再処理の破綻

本件施設と六ヶ所再処理工場は運命共同体・相互依存関係にある。再処理工場の操業がつかずくと本件施設の原料仕入れの道が閉ざされることになり操業事態不可能になり、本件施設の存在意義が失われることになる。

その再処理は、高速増殖炉もんじゅの廃炉、プルサーマル原発の停滞(現在の再稼働原発は4基のみ)、耐震補強工事費用・総事業費(13.94兆円)の高騰、完工の先行き不透明さ等々の事情に鑑み、核燃料サイクル政策及び六ヶ所再処理事業は事実上破綻状態にある。

本件施設が、仮に操業開始できたとしても、再処理工場から原料となるMOXが入荷できなくなり、入荷できても加工製品のMOX燃料の買手を確保できない事態に陥ること必至である。

(2) MOX燃料の不経済性

MOX燃料の製造費用は1本9億円超と試算されており、ウラン燃料の9倍高額であると報道がなされた(2016年2月28日 朝日新聞)。MOX燃料加工の総事業費は2兆3千億円と見積もられている(使用済燃料再処理機構ホームページより)。MOX燃料の不経済性は明白である。

本件施設の操業は、電力会社を取り巻く経営環境を更に厳しくするもので、結局はその皺寄せは消費者や現場の労働者に押し付けられ、国民経済を阻害する。

以上の事実は、本件施設の運営主体が再処理機構であっても根本的に変わるものではない。

2020/11/06/金 11:24

FAX番号:

P. 020

1107F001

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「日本原燃株式会社における核燃料物質の加工の事業の変更許可申請書（MOX燃料加工施設）に関する審査書（案）」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

日本原燃株式会社における核燃料物質の加工の事業の変更許可申請書（MOX燃料加工施設）に関する審査書（案）

意見／理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見／理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

意見

MOX 燃料加工施設建設に反対です。

理由 そもそも自然災害が多く、雨も多い、したがって地下水も多い日本に核燃料による発電所は建設してはいけないのです。MOX 燃料はより危険、価格も高く使用済燃料は長期間（100年以上）の冷却期間を要するものである。その間ずっと水で冷やし続ける必要のあるやっかいな代物です。政府および電力会社は原発は安全と言いつつこの地震大国に50数基もの原子力発電所を建ててしまったわけですが、2011.3.11の東北大震災によって4基もの原発が破壊されてしまいその事故の終末はめどが立っていません。多くの人々は住み所を追われ、福島では年間20センチ以下で生活する事が続いています。事故の対策のため人々に対する補償のため、何兆円もの税金、電気代が使われています。福島原発の大惨事を見て世界各国では原発をやめる国が出てきました。地震のない国でも原発をやめる事を決めた国もあります。

日本はこれ以上原発を続けてはいけません。今すぐやめてほしい。原発よりもっと危険なプルトニウムを使用する、MOX燃料を使う発電所も動かしてはいけません。MOX燃料加工工場の建設は中止していただきたい。強く要望します。

2020.11.7 (土)

1107F002

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 核燃料施設審査部門 宛て

2020. 11. 7

日本原燃(株)における核燃料物質の加工の事業の変更許可申請書 (MOX 燃料加工施設) に関する審査書 (案) に対する意見

住所:

氏名:

連絡先: ☎

Fax

メールアドレス:

意見の対象となる案件

日本原燃(株)における核燃料物質の加工の事業の変更許可申請書 (MOX 燃料加工施設) に関する審査書 (案)

1、<審査書案にはない項目に係る意見>

「もんじゅ」がとん挫てしまったいま、核兵器の原料であるプルトニウムが余っているのに、さらに再処理工場を動かす必要がない。従って MOX 加工工場は必要ない。MOX 燃料の再処理の見通しがなく「核のゴミ」を増やすだけで経済的にも成り立たない。

2、<活断層と地震>**Ⅲ-3. 1 規準地震動**

大陸棚外縁断層、六ヶ所断層の活動性を考慮すれば、基準地震動(700ガル)設定は過小評価である。

3、<火山事象>**Ⅲ-6. 2.2 火山の影響に対する設計方針**

火山ガイドでは噴火予測が困難。

十和田カルデラを不当に外してある。

八甲田火山の降下火砕物 55 cmは過小評価。

火山灰 55 cmでは吸気口のフィルターが目詰まりして発電機は機能しなくなる。

火災の場合、尾駸沼や二又川からの用水は不可能を極める

これらの評価が欠落している。

4、＜石油備蓄基地の火災＞

III-6、2.3 外部火災に対する設計方針

震度5以上と時、51基のタンク群のなかで火災が1基だけに限られる根拠は全くない。

タンク1基だけの火災の評価だけで、しかも輻射熱のみで、卓越風による風下での熱風の影響が欠落している。

重油保留パイプスでの油漏れによる海上油火災の影響が欠落している。

5、＜航空機墜落＞

III-6、2.4 航空機落下に対する設計方針

六ヶ所再処理工場の場合、隣に米軍三沢基地があり、戦闘機の訓練のため頻繁に離発着が繰り返されている。

申請書では戦闘機の衝突速度が本来なら215m/秒ないし340m/秒が正しいにもかかわらず、行政審査の過程で150m/秒に限定して、衝突時の衝撃を故意に過小評価している。

さらに、三沢基地配属のF35A墜落の評価が欠落している

6、＜近接施設からの放射能漏えい事故＞

III-6、2.5 その他の人為事象に対する設計方針

近接している再処理施設、高レベル廃棄物管理施設、ウラン濃縮工場及び低レベル廃棄物最終処分場からの放射能漏えい事故による評価、対策が欠落している。

7、＜ミサイル攻撃＞

V 故意によるテロリズムへの対応

ミサイル等による攻撃に対して前のパブコメでは「原子炉等規制法では対象としていません。「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置にかんする法律」で対策をとることになっている」と、回答があったが、これでは「行政の縄張り意識での責任放棄、一である。今もこの考えは変わりはないのか？」

原子力規制委員会 委員長 更田 豊志 殿

「日本原燃株式会社における核燃料物質加工事業の変更許可申請書 (MOX 燃料加工施設) に関する審査書 (案)」に対する意見

私たちは「生命を愛しみ、自立と協同の力で、心豊かな地域社会を創り出します」を理念とし、安心して暮らせる社会をつくるために神奈川県内で事業活動を行なっております。当組合では、県内外の産地と産直を通じて消費と生産をつなぎ、互いが助け合い、資源循環と持続可能性のある社会づくりを目指しています。エネルギー分野では、
として2011年に起こった東京電力福島第一原子力発電所の事故を重く受け止め、未来の世代への責任と地球環境全体への責任を自覚し、2012年に「エネルギー政策」を制定しました。「減らす」(省エネルギーの推進)、「止める」(脱原子力発電)、「切り替える」(再生可能エネルギーの普及)を柱として掲げ、再生可能エネルギーの普及などの事業・活動に取り組んでいます。

2011年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所(以下 福島第一原発)事故では、膨大な面積にわたるくらしや生業の場が放射性物質により汚染されました。事故発生から10年が経過しようとするいまなお、5万人近い人々がふるさとを離れて避難することを余儀なくされています。被災地に限らず各地でさまざまな社会的分断は、甚大な経済的、精神的影響を及ぼしており、完全な収束はまったく見通せていません。

そのようななか、原子力規制委員会は10月8日、「日本原燃株式会社における核燃料物質加工事業の変更許可申請書 (MOX 燃料加工施設) に関する審査書 (案)」の審査結果として「適合しているものと認められる」との判断を示しました。そもそも再処理事業は、1989年に事業申請されて以来、長期間に渡り完成時期が延期されています。建設費用も当初計画では約7,600億円とされていましたが、現在は4倍に膨れ上がり約3兆円とされています。一方で、「核燃料サイクル」のもうひとつの要であった高速増殖原型炉「もんじゅ」は2016年12月に廃止(廃炉)が決定されました。これらの重大な事実経過から、「核燃料サイクル」の今後について日本国民の重大な関心事とすべく、幅広い論議を徹底すべきです。

私たちは持続可能な社会をめざし、日本全国の生産者とともに「たべる」と「つくる」をつなげ、「ささえあう」地域づくりを広め、これまでの様々な既成概念から「きりかえる」ことで次世代に平和な社会と環境を手渡したいと考えています。福島第一原発事故を決して忘れてはいけない教訓とし、二度と日本国民に甚大な影響を及ぼす原子力災害を招くことがないように、前提として「核燃料サイクル」からの速やかな撤退を強く求め、審査書案に以下意見します。

1. 従来の想定を超える規模の自然災害の複合的な発生を評価すべきです。

審査書案における「Ⅲ設計基準対象施設 Ⅲ-3 地震による損傷の防止、Ⅲ-5 津波による損傷の防止、Ⅲ-6 外部からの衝撃による損傷の防止」(16~90ページ)では自然現象等に対する再処理事業所の安全性確保について、過去の記録等に基づき災害の規模を想定しています。しかし、地震や津波、火山噴火など発生頻度の低い事象は過去の記録等に基づく最大規模の推定に限界があり、気象災害についても近年は従来の想定を超える規模の現象が頻発しています。このような想定外の自然災害が同時に発生した場合、安全対策の設備及び資機材の故障や再処理事業所構内の移動支障、外部交通の途絶などにより所期の安全機能を発揮できなくなるおそれがあります。

福島第一原発事故では津波という単一要因で複数系統の安全設備が機能を失い冷却機能が1日ほど停止したことで放射性物質の放出を伴う事故に至ったことを重く受け止め、特に再処理事業所においては従来の想定を超える規模の自然災害が複合的に発生する可能性も考慮して安全対策の実効性を評価すべきです。

2. 故意の破壊行為を含むあらゆる要因に対し、再処理事業所の耐久性を確保すべきです。

審査書案における「Ⅴ大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応」(188~192ページ)では、大規模損壊発生時における影響緩和のための手順書、体制、設備及び資機材についてのみ評価されており、大規模損壊を生じさせないための対策が考慮されていません。

同様の懸念に対しての考え方として、2017年に実施された柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉に関するパブリックコメントへの「御意見に対する考え方」で「武力攻撃事態に対しては、武力攻撃事態対処法及び国民保護法に基づき政府が対策本部を設置し、必要な対策を講じることとしています」とのみ回答されています。しかし、特に再処理事業所の損壊による放射性物質の放出は、その要因にかかわらず国民生活に甚大な影響を及ぼすことから、再処理事業所の設置者の責任として、故意の破壊行為を含むあらゆる要因に対して損壊を防ぐことができる耐久性を確保すべきです。

以上